

ながさきコロナ対策飲食店認証制度

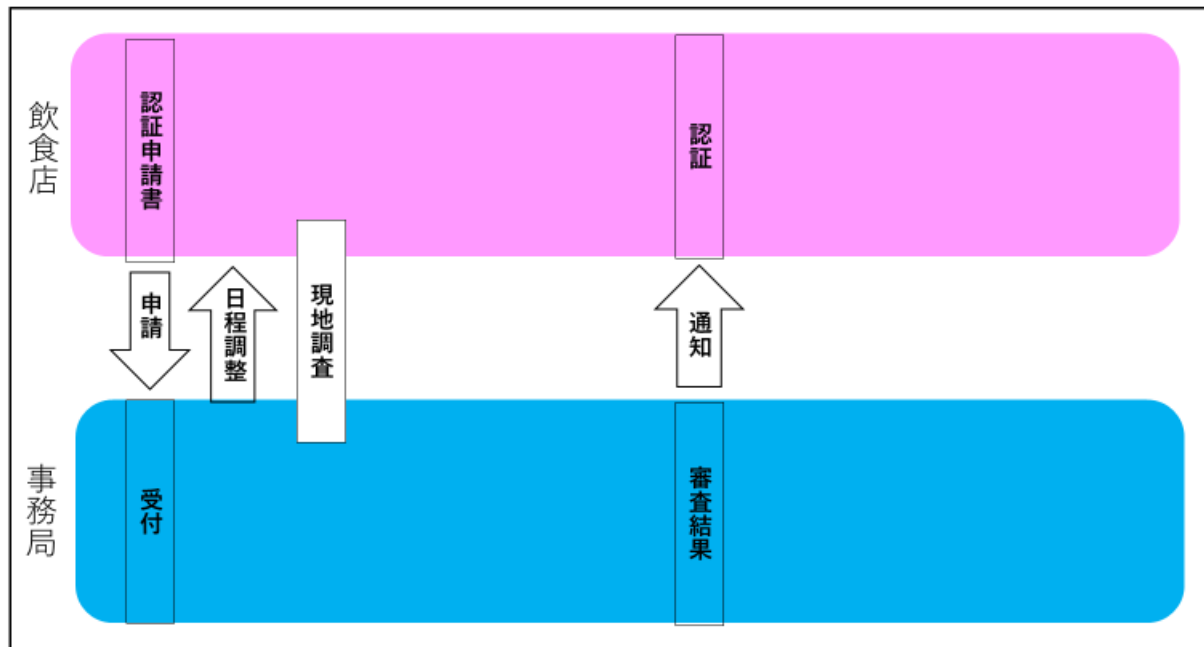
申請の手引き

目次

1. 認証制度の流れ	1
2. 認証申請について	
(1) 認証対象者	1
(2) 守るべき重要な項目	1
(3) 申請書類の入手方法	2
(4) 申請書類の提出先	2
(5) 問合せ先	2
3. その他	
(1) 認証事業者の責務	2
(2) 施設確認等	3
(3) 認証の有効期間	3
(4) 認証の取消し等について	3
4. 各様式について	3

1. 認証制度の流れ

現状の対策で認証基準に全て適合する場合（速やかに認証します）



2. 認証申請について

(1) 認証対象者

認証対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす事業者となります。

- ✓ 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により営業（飲食店営業又は喫茶店営業に限る。）を行うことができるとされていること、並びに食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可（飲食店営業に係るものに限る。）を受けていること、並びに飲食場所を複数店舗で共有する飲食店事業者等（フードコート等）。
- ✓ 飲食することを主たる目的とした設備を有する飲食店であること。
※テイクアウト型、デリバリー型の店舗、遊戯施設は対象となりません。
- ✓ 暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないこと

(2) 守るべき重要な項目

認証を取得するためには、申請した店舗に該当する認証項目全てが認証基準に適合す

る必要がありますが、次の4点は特に重要な項目として国が位置付けています。

- ①アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
- ②手指消毒の徹底
- ③食事中以外のマスクの着用
- ④換気の徹底

(3) 申請書類の入手方法

ア. 長崎県庁ウェブサイトからダウンロードして入手

ながさきコロナ対策飲食店認証制度	検索
------------------	----

長崎県ホームページ（右のQRコードからも閲覧できます）



ながさきコロナ対策
飲食店認証制度

イ. 長崎県庁、県内保健所、市役所・町役場等で入手

ウ. 電子申請（右のQRコードからも閲覧できます）



電子申請

(4) 申請書類の提出先

■認証申請窓口

〒850-8606

長崎中央郵便局 私書箱6号

「ながさきコロナ対策飲食店認証制度 認証申請窓口」 宛

(5) 問合せ先

■ながさきコロナ対策飲食店認証制度申請事務局（コールセンター）

受付時間：9：00～18：00（土日祝日除く）

電 話：0570-550-388

3. その他

(1) 認証事業者の責務

認証を受けた事業者は、下記に掲げる事項を守ってください。

- ✓ 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施し、従業員に実施を徹底させる
- ✓ 認証マークの適切な使用及び管理を行う
- ✓ 制度の課題整理のための検証調査（ながさきコロナ対策飲食店認証実行委員会等

によるヒアリング等) について協力する。

- ✓ 認証施設の従業員又は利用者の中から新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときは、当該施設における認証の効力を一時停止し、その旨を当該認証事業者へ通知いたします。この場合においては、認証事業者は、直ちに、認証マークの利用及び「team NAGASAKI SAFETY 認証施設」の名称の使用をやめてください。

(2) 施設確認等

実行委員会が必要があると認めるときは、予告なく認証施設を訪問し、認証に係る感染防止対策の実施状況を点検する場合があります。

(3) 認証の有効期間

認証を受けた日から1年間

(4) 認証の取消し等について

次のいずれかに該当する場合は、認証マークの利用及び「team NAGASAKI SAFETY 認証施設」の名称の使用をやめてください。

- ✓ 認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれ、あらかじめ「認証辞退届出書」により、申し出た場合
- ✓ 認証施設から新型コロナウイルス感染症の患者発生に伴い、認証の効力を一時停止した場合
- ✓ 認証基準を満たしていないことを、通報等を受けて実行委員会が確認した場合

4. 各様式について

【認証申請】

- ・表紙兼申請チェックリスト（様式外）
- ・ながさきコロナ対策飲食店認証制度認証申請書（様式第1号）
- ・ // （様式第1の2）・・・フードコート等の場合
- ・誓約書（様式外）

※ほかに添付書類として

- ・感染症予防対策に係る認証基準（自己チェックしたものを添付）
- ・食品衛生法の規定による許可証の写し